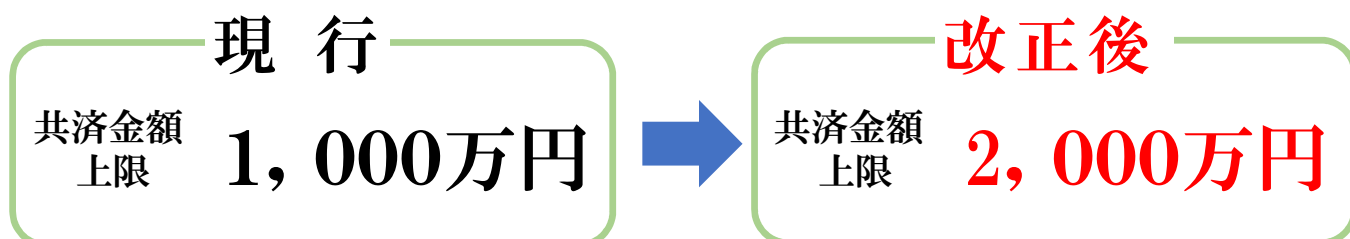


農機具共済のお知らせ

令和4年4月1日から
農機具共済の仕組みが改正されます。

➤ **共済金額限度額**が引き上げられます。



限度額の引き上げにより、大型農機具への補償が充実しました。
新調達価額1,000万円以上の農機具のご加入をご検討ください。

十分な補償が得られるように、新調達価額までの加入をオススメします。



➤ **農業用ドローン**が加入できます。

➤➤1 加入できるもの

農業目的に使用する**マルチコプター型のドローン**（無人ヘリコプター及び固定翼型のドローンは除外）

※航空法に基づく国土交通省の飛行承認を受けた操作者及び機種とします。

➤➤2 補償内容

飛行中の事故（他物との衝突・接触、墜落など）、**火災、盗難による盗取・き損、自然災害**（地震等除く）など偶然な事故によって農業用ドローンに生じた損害に対し、共済金をお支払いします。

※他物との衝突・接触、墜落、転覆については、損害額から過失部分として20%差し引かれます。

※支払うことができない損害もありますので、詳しくは農業共済組合までお問い合わせください。

➤➤3 補償範囲

機体及び通信機器、コントローラー、
農薬積載タンク、充電器、バッテリー
など装置一式

➤➤4 共済掛金

共済金額1万円あたり **366.38円**

（1年間の掛金：試算例 共済金額200万円）

共済金額200万円/1万円×366.38円＝73,276円

★詳しくは農業共済組合までお問い合わせください。

